

第 1 回

文京区情報公開制度及び 個人情報保護制度運営審議会

日時：平成22年5月17日（月）

午前10時30分～

場所：文京区区役所庁議室

文京区企画政策部広報課

出席者：（委員） 内山忠明 武澤房吉 諸岡健至 木元武一 滝沢敬二
菊池秀平 中山泰一

（事務局）企画政策部長 瀧康弘 企画政策部広報課長 内野陽
広報課行政情報担当主査 多田栄一郎
広報課行政情報担当主事 竹内陽子

欠席者：（委員） 前田俊房

1 開会

○広報課長 おはようございます。本日は所用により、副会長が、ご欠席というように承っております。菊池委員につきましては、少し遅れてお見えになるということで伺っておりますが、その他の委員の皆様は、既にご出席でございます。

本日は文京区情報公開条例及び文京区個人情報条例に基づきまして、各制度の昨年度の実施状況について、ご報告をさせていただき予定でございます。

それでは、初めに瀧企画政策部長からご挨拶を申し上げます。

2 企画政策部長あいさつ

○企画政策部長 おはようございます。

4月に異動となりました瀧でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会、今ありましたように、定例報告でございますのでよろしくお願いいたします。

文京区の情報開示制度でございますが、2008年度のランキングは、特別区で第1位でしたが、全国では、まだまだ上位の自治体がある状態です。件数的には、年によって差はございますけれども、近隣区に比較しましては、比較的多いほうだと思います。

また、個人情報保護でございますが、法律施行後も漏えい事件が後を絶たない状況でございます。文京区の開示請求につきましては、昨年と比べて減っております。ただ、公開、非公開の判断が困難な事例も増えているという様なことで、また後程詳しい報告をいたします。どうぞ審議をお願いいたします。

以上でございます。

○広報課長 それでは、議事に入ります前に、私ども、この4月1日付で人事異動がございま

して、事務局のスタッフが交代いたしましたので、ご紹介させていただきたいと思います。

まず、情報公開担当の主査でございます多田でございます。

○情報公開担当主査 多田と申します。よろしくお願いいたします。

○広報課長 同じく竹内主事でございます。

○情報公開担当主事 竹内でございます。よろしくお願いいたします。

○広報課長 どうぞよろしくお願いいたします。私は、異動しませんでしたので、また引き続きお願いします。

それでは、情報公開制度等に係る定例報告に、入らせていただきたいと思います。

内山会長、進行をよろしくお願いいたします。

○内山会長 それでは、ただいまから平成22年度第1回、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開催させていただきます。

本日の主題は、先程からご説明があるように、定例報告をいただくということでございます。もっとも、報告は資料、かなり大部のものに、わたってございます。会の進行方法といたしましては、まず、定例報告全般について事務局からご説明をいただき、その後、各委員からご質問、ご意見等を伺うということで進めさせていただきたいと存じます。

それでは、事務局のほうで資料の説明等から、ご説明のほどお願いいたします。

3 議事

(1) 定例報告（平成21年度制度運用状況）

○広報課長 それでは、座らせていただいて、ご説明させていただきます。

それでは、情報公開制度と個人情報保護制度に係る定例報告をさせていただきます。

まず、ご説明の前に、お手元の資料について確認させていただきたいと思います。資料につきましては、あらかじめ郵送させていただいておりますけれども、資料第1号から10号まで、このうち1号については1-1、1-2、それから2号につきましては、2-1、2-2ということで、資料第1号から第10号まででございますが、よろしゅうございますか。

それでは、資料第1号からご説明申し上げます。

資料第1号は、1-1と1-2の2つから成ってございますけれども、平成21年度の行政情報の公開請求件数を取りまとめたものでございます。1-1号につきましては、所管別に請求件数を整理いたしましたものです。1-2につきましては、詳しい請求内容でございます。

平成21年度は、総件数で281件の公開請求がございました。ご参考までに、ここ3カ年の請求件数の推移をご紹介しますと、平成19年度は328件、平成20年度は219件、そして昨年度、21年度は281件でございました。

特徴的なことと申しますと、資料1-2をご覧いただきたいと思いますが、ざっと情報件名をご覧いただくと、お分かりかと存じますが、区の会議に係る情報、それからいろいろな開発や建物等についての情報等がかなりの件数を占めていることが、ご覧いただけるかと思えます。また、即日公開の原則でございますが、即日公開につきましては、全件数のうち193件が即日公開でございました。

続きまして、資料第2号でございます。

資料第2号は、個人情報の開示等の請求件数を取りまとめたものでございます。

1号と同じく2-1につきましては、所管別に件数を整理いたしましたもの、それから2-2号につきましては、その請求内容の詳細でございます。こちらにつきましても、過去3カ年の個人情報の開示請求の件数をご紹介しますと、19年度につきましては56件、20年度につきましては54件、そして昨年度、21年度につきましては40件でございました。

資料2-2号をご覧いただきますとお分かりかと存じますが、個人情報開示等の内容の多くが、戸籍や印鑑証明等の請求書に係るものでございます。この傾向は、昨年度までと比べて変わっていないという様に思います。

続きまして、資料第3号でございますが、資料第3号は情報公開条例で公表が義務づけられ、あるいは努力義務となっているものがございますけれども、これは条例に基づきまして、実際に行政情報センターにおいて、公表したもののリストでございます。

まず、1のほうでございますが、条例第22条に基づく公表資料です。こちらは、区の基本計画や附属機関の報告書、議事録、あるいは主要事業の進行状況など、区政の説明責任を果たしていく上で、重要と思われる情報について、公表が義務付けられているものでございます。

また、次のページをおめくりいただきますと、条例第23条に係る情報提供資料でございます。こちらにつきましては、条例で情報提供が努力義務とされている資料でございます。統計資料や調査報告、事業概要などがこれに当たります。なお、本区におきましては、条例の規定にかかわらず、行政情報センターや区のホームページ等におきまして、できるだけの情報提供をすように努めているところでございます。

続きまして、資料第4号から第9号まででございます。こちらにつきましては、個人情報保護制度に係る報告事項各種でございます。

まず、資料第4号でございますけれども、資料第4号は、個人情報業務登録の登録状況でございます。個人情報の登録件数は482件、昨年より若干増えてございます。また、個人情報ファイルは94件の登録でございます。

廃止業務、また新規登録業務につきましては、次のページをおめくりいただきまして、廃止業務は10件、それからもう一枚おめくりいただきますと、新規業務登録の事業が全部で21件増えてございます。こちらが、その廃止と新規の一覧でございます。

続きまして、資料第5号でございます。資料第5号は個人情報を取り扱う業務を外部委託したものの一覧でございます。こちらにつきましては、個人情報の取り扱い業務の透明性を確保するという趣旨から、審議会に報告することとされているものでございます。

データの処理、それから通知書等の大量交付、あるいは専門的業務の共同処理など、こういったものを業務委託しているものでございます。

続きまして、資料第6号でございます。第6号につきましては、指定管理者制度適用施設の一覧でございます。文京区におきましては、平成18年から指定管理者制度を導入してございますけれども、ご覧の1から9の施設につきまして指定管理者によって運営しております。

続きまして、資料第7号でございます。資料第7号は、個人情報を目的外利用した業務の一覧であります。こちらは、法令や、この審議会の意見を伺って、目的外利用を認められたものにつきまして、区の内部で本来の業務以外の業務に利用しているものでありまして、税情報や福祉、年金関係の情報を福祉、年金関係業務に利用していることを示すものであります。

続きまして、資料第8号でございます。資料第8号は、個人情報を外部提供した案件の一覧であります。外部提供につきましては、法令や審議会の意見を伺ったもので、区の機関以外のものへ、個人情報を提供したものでございます。税情報や年金、あるいは食品衛生監視業務に係る個人情報を、他の官公庁に提供しております。

なお、外部提供の根拠といたしまして、この資料第8号には「審議会」と記載のあるものが多いのですが、これにつきましては、審議会一括承認事項の中で、個人情報の提供を受ける側の根拠法令に、調査することができる、照会できるなどいわゆる「できる規定」がある場合で、提供の可否について区側で一定の判断をした上で提供することができるかとされているものに該当するものであります。

続きまして、資料第9号でございます。こちらにつきましては、外部結合した案件の報告でございます。外部結合は、実施機関以外のものが管理する電子計算組織と、通信回線で結合して個人情報を提供する場合をいいます。文京区については、平成14年以來の住民基本台帳ネッ

トワークが、これに該当します。外部結合による情報提供の詳細は、資料第9号のとおりでございます。下のほうは提供の件数になっております。また、裏面は住民票の写しに係る、あるいは転出入に係る処理件数等でございます。

以上、資料第4号から第9号までが、個人情報保護制度に係る報告案件でございます。

最後に、資料第10号でございますけれども、こちらにつきましては、昨年度、平成21年度の審議会とそれから審査会の開催状況をまとめたものであります。審議会につきましては、資料にもございますように昨年度3回開催いたしまして、諮問案件3件の他、報告案件、定例報告を行いました。

一方、審査会でございますが、審査会も3回開催いたしておりますが、新規の救済申し出につきましては、2件、47号と49号でございます。事案の内容と審査結果は資料のとおりでございます。

以上、事務局から定例報告でございます。

○内山会長 ありがとうございます。

お聞きいただいたとおり、概括的なことに亘りますが、定例報告をいただきました。その上で、各委員からご質問、ご意見等があれば伺いたいと存じます。

よろしゅうございましょうか。

どうぞ。

○中山委員 1つは、これはお教えいただける範囲でいいです。多分お答えにくいような話かもしれませんので。資料第8号の9項で、警視庁小松川警察署から照会の件数が、1,060と書いてあります。他のものに比べて突出して多くて、これは小松川警察署だけで1,060件だったのか、それともいろいろな警察署から来ていたのかということ、これが1点です。他にもちょっとありますが。

○広報課長 これはまとめてですね。

○情報公開担当主査 ただ、単に警察署というところに対して、警視庁小松川警察署となっておりますから、ここだけということも十分考えられます。

○広報課長 詳細は確認させていただきますが、基本的にこういった業務の照会は、刑事訴訟法に基づく照会ですので、小松川署に限らないというのは、例年のことかと思っております。

○中山委員 小松川署を含め複数の警察署からの、請求だったとして、請求日が4月1日と書かれていますが、1日だけだったのか、通年の話なのか、ちょっとそこが……。

○広報課長 わかりました。そこは確認させていただきます。本日はちょっと難しいかもしれ

ませんが、後日ご報告させていただきたいと思います。

○中山委員 でも、多分、捜査に協力することなのでしょうから、中身までは詳しくなくていいです。

それから、最後の資料第10で、審議会と審査会の開催があったということで、救済申し出案件が、以前の資料ではなかったのですが、このところ必ず概要を報告なさっているの、大変勉強になって感謝しています。

確認だけなのですが、事件番号47号というのは、資料第1-2で言えば21007に当たりますか。

○行政情報担当主査 実際にこの請求が出たのは、何カ月か前なのですね。請求日自体は。

○中山委員 なるほど、わかりました。

○行政情報担当主査 ちょっと調べましたが、救済の申し出が4月16日で請求は3月27日です。

○広報課長 そのときは、この21007号に対しての申し出です。

○中山委員 49号のほうは、21176号に関するものですね。

多分、21176で、7と8が非公開になっていますね。それで、申し上げたいことは、後にもあるのですが、先にお尋ねというかコメントというか、お願いなのですが、これはどう見ても、47号と49号は、文書が有るか無いかが争われているもので、それで区側の意見と救済申し出者の意見が明らかに大きく見解が違っているような場合に、この両方はいわゆる審査会において、例えば審査会委員が、区側からは多分聴聞されているのだと思いますが、救済申し出者からどういった背景で、こういう救済を求めているのかとか、なぜ不存在だという決定が出ているにもかかわらず存在すると思っているのかとか、そういう聴聞のような機会はちゃんと与えられたんでしょうか、ということが気になったのです。

○広報課長 この審査会制度上、聴聞は、行うことは出来るというようになっていまして、実際その審査会の運営上、審査会のほうでの判断になるわけですがけれども、基本的には申出人による申出書と、それからそれに付随する意見書を徴しておりますので、その申出書と意見書で審査会としては、十分その背景等は理解しているということで、特段本人からの聴取はしなくてもわかると、そういうような審査会としての判断だと。

○中山委員 そうすると、多くの条例上では、救済が、他の区には無い良い制度なので、他の区だといわゆる行政不服審査法に基づく不服申し立てをして、それに対する諮問という制度は多いのですが、他の区と同等に扱うことは出来ないと思うのですが、要するに区によっては、救済申し入れというんでしょうか、不服を申し立てている人が、口頭で聴聞を希望したら、聴聞に応じるように書かれている区もあるのですが、本区ではその様には、なってはいな

いですよね。

○広報課長 そうですね、制度的には。

○中山委員 わかりました。でも、ちょっとそういうことで、ここからはコメントなのですが、何となくこれ、特に49号を見ると、その情報があっただけとされるべきと思われるというか、疑問が残るが、有るとまで言えないとか、それから要するに区がその情報を取り扱っている様な受けとめ方をしたのは無理からぬ点があるが、存在したとまでは断定できないと、そのように言う
と審査会としては、救済に対して勧告はしなかったものの、非常にその審査会自身が、何となく実施機関側だけの意見ではどうかと思ったという様な感じがすごく見て取れる、すごい言い方をしますと、「勧告なし」という結果ではあったものの、審査会の判断を見る限りにおいて、もうちょっと何かあるのではないかと、ということ審査会自身が感じているということと、すごく受ける審査会の判断が出ているので、こういったケースのときに、審査会が意見陳述、不服申立人、救済申出人の意見陳述が要らないという判断をしたのかもしれないけれども、ある程度意見陳述ということは、今後は行われてもいいのではないかなというぐらいのことをちょっと感じたわけですね。それだけです。これに関してコメントいただかなくても結構です。

もう一個は、47号と49号ともに言えることなのですが、47号のほうは、口頭で言った内容だから文書として残っていないといったようなことで、多分これは口頭で言った内容を救済申し出者は知りたかったのだろうと思うわけで、最終的に、この47号の人には、口頭指導の内容は知らされることになったかということと、49号の方には、その事業採算性についての、何らかの情報などが渡ったのかという、その点がちょっと、要するに本当の意味で救済のようなものがあつたのかというのが、ちょっと気になったので、その辺についての追加情報がもしあれば教えていただきたいと思います。

○広報課長 まず、審査会の運営に当たっては、審査会の中で整理しておりますので、そういったご意見があつたという話は審議会の一委員としてあつたという話をお伝えする……

○内山会長 ちょっと待ってください。審議会として審査会の審理の対応ですとか方法について意見を申し上げることは適当であるとは思ってはいませんから、個人的な意見はあつたかもしれませんが、それをこの会での発言の中でそれをお伝えするということはやめていただいたほうが良いと思います。それはそれで、そういう発言があつたというのは、課長は聞いておけばいいという話だと思いますけれども。

○広報課長 すみません、ちょっと誤解を与えるような話で申しわけございません。

それで、審査会の判断については、処理結果通知としては、結局今お話があつたとおりです

けれども、ただ、その内容については実施機関宛てに通知が出ておりますので、実施機関はこの内容を審査会が判断をしたということが前提であります。

実質的に、この後どうだったのかという話ですが、広報課としては、この制度上の運営ではそこまでして、その後も所管課と、請求申出人の間でどういうことがあったかという話は直接伺っていないです。

○中山委員 そうですか。どちらも、47号も49号も、この文で見ると限りにおいて、実施機関の、説明の姿勢のようなものを問われているような気がしたので、だから何らかそれから後に、説明が丁寧になるとか、お互いの温度が近くなるような、そういうふう動いているのであれば非常に好ましいことだなと思ったのでコメントをしました。それだけです。

○内山会長 他に、ご質問等はございませんでしょうか。

救済の申し出、つまり個人情報保護審査会のことですけれども、これ自身が、この判断自体が行政処分にあたりますから、これ自体についてまた不服の申し立てはできるという、行政不服審査法上の制度にはなるのだと思いますけれども、いずれにしても口頭意見陳述といいますが、申立人の意見を聞くかどうかについては、裁量の問題でできるという形には組織上はなっているんですね。それは、恐らくそれ以外の諮問に当たる審査会についても、同じような規定になっていて、必ず意見を聞かなければいけないという規定よりは、意見を聞くことができるという規定の中で運用されていると思いますが、基本的には同じ意見陳述の機会という意味では、他の諮問機関と同じようなことになっているのではないかなというふうに私は思っていますけれども。

○中山委員 たしか、僕の理解だと豊島区だったか、どこかの条例が、意見陳述を求められたときは、明らかに必要ないと判断をする場合を除いて、意見陳述を実施しなければならないとなっていたようなところがあって……

○内山会長 ですから、結局運用とすれば同じことになるのだと思います。意見を聞く必要があれば、それをもって聞かない審査会というのは、基本的にはないのだと思いますけれどもね。

○中山委員 わかりました。

○内山会長 判断機関ですから、当事者の意見が、何を言っているのかわからないということ、ないしはその趣旨が不明であるという場合に、聞かずに判断するということは、恐らくできないことだろうなと思います。

○中山委員 そうすると、この2件に関しては救済申出書とか、課長のお話だとその後意見書が出ているということだったので、結構そこで明確に記載されていたという様なことですね。

わかりました。

○広報課長 今のお話、これはちょうどこちらの情報公開制度事務要領の95ページに、審査会の条例を載せてございます。救済の申し出に当たりましては、95ページの下のほう、第8条にございますけれども、救済の申出書を審査会に提出するということになります。

それから、ページをおめくりいただきまして96ページに第11条がございまして、意見書の提出というものがございます。申出書のほかに意見書を提出することができる。一方、審査会での意見陳述につきましては第10条で規定しておりまして、必要であると認めたときには、その機会を審査会は与えることができるというようなことになっております。

○中山委員 わかりました。

今、会長のおっしゃったところの確認だけなのですが、救済申し出は行政機関としての審査会が直接見るものなんですよ。ちょっと僕が理解していなかったのですが、要するに不服申し立てとかは、処分を行った実施機関に対して行われるものであるが、救済申し出というのは、この審査会に直接、開示請求者、公開請求者が申し出をするものであって、それに対する審査会の判断というのは、その救済申出者に対して処分があるのですか。

○内山会長 失礼いたしました。それは違いますね、勧告ですね。ですから、勧告をしてくださいという申し出だけですから、勧告だけですと行政処分に当たらないですね。

○中山委員 つまり、申出者に対する処分ではないからということですね。

○内山会長 勧告があろうとなかろうと、それによって救済されることが法律上確定するわけではないから処分に当たらないという見解なのかもしれませんね。

○中山委員 わかりました。

○内山会長 しかし、いずれにしても、8条ですから、直接救済委員会に対して申し出をするというのが、他の勧告機関である審査会と違うのでしょうかね。

○中山委員 すごくいい制度だと、ずっと僕は思っていて、他の区には無いですよ。他にも全く無いわけではないと思うのですが、非常に僕は、直接審査会に申し出ることが出来るという制度は、是非、今後も残していただきたいなと思います。

○内山会長 ただ、良いかどうか、文京区のことですから、文京区で良いのですけれども、異議申し立てが出た場合には、他の審議会の場合には、必ず意見を聞くということになっていきますから、意見を聞かなければいけないのです。文京区の審査会では、直接救済申し出はありますけれども、勧告しても実施機関はその勧告に拘束されないということになりますから、どちらが良いかという主観の問題でありますけれども、明確にこちらの方が優れているという

のはなかなか難しいことになるだろうと、運用の問題があるのではないですかね。

○中山委員 車の両輪のように2つ制度があるということですね。

○内山会長 それはそうでしょうね。それはどこでも同じで、その両輪の関連の仕方が若干異なっているけれども、運用の仕方として、明らかにどちらかが優れているという様な運用が行われているのかどうかということになるのでしょうかね。

○中山委員 それと、もう一点お聞きしたかったのは、即日交付が193件ということでしたが、これはすごく良いことで、ほかの地方自治体の場合14日、国の場合だと30日かかっている、最近、国は、その30日を14日に縮めようという動きがあります。やはり即日交付のために相当労力が消えていると思うのですが、運用上は、僕は、できるだけ即日交付を行っていただきたいという強い希望のもとに言いますけれども、今後も、やはりそれぞれに行っていただけなのかという様な、大変なことなどコメントがあれば、教えていただきたいと思います。

○広報課長 なかなか難しいところです。課題になってございますけれども、やはり現実が即日交付、即日公開という条例の定めですので、その考え方に沿って、今後も運用していくという形で考えています。

ただ、案件によっては、いろいろな課にまたがっていたり、あるいは相当量が多かったりという件もありますから、やはりある程度、即日交付ができない事例が出てくるのは、やむを得ないかな、という様には思っております。やはり、基本的な考え方を守っていきたい。

○中山委員 でも、3分の2以上が即日交付になっていて大きいものが後日交付になっている。

○内山会長 そうですね。公開はしても、時期に遅れた公開があつては、公開の意味がなくなってしまうという意味では、ご発言のとおり即日交付、早期の公開が行われていることは、望ましい方向だと思いますよね。

さらに、可能な限り、公開をするのであれば時間的な問題を早めて欲しいというご意見だと思います。

今の中山委員の最初の発言ですけれども、資料8の提供先の表示の問題ですけれども、かなりばらつきがありますよね。警察署というのは、警視庁と警察署がありますけれども、警視庁というのは東京管内ですし、警察署といいますと日本全国津々浦々ということになります。小松川警察署と警察署という表現があつたり、それから国税局と税務署という、同じ官庁です。表示の方法をできれば統一していただいたほうが、誤解がないのかなとも思います。次年度以降、もし報告をされる場合に、お考えいただきたいと思います。

○中山委員 ただ、もしかしたらと思うのですが、この9番については、提供日が4月1日と

書かれていますので、突発的なものだったのかなと思います。

○内山会長 かもしれませんし、ですからその辺も……

○中山委員 個別的な案件の場合には、具体的な名称があるほうが多分良くて、そうではなくて通常業務として通年にあるようなものに関しては、警察署とかの抽象的な書き方が良いかなと。

○内山会長 いずれにしても、提供先の部分の表示の仕方を統一していただいて、誤解のないようにという様なことでお願いいたします。もちろん、今委員がおっしゃったとおり、一覧表の中で内容がわからなくなってしまうという様な記載の方法でなく、なるべく明確にしていまして、なおかつ誤解のないような表示をしていただくという様なことで。

確かに、4月1日に1,060件というのは、若干異常の様に見えますよね。

いずれにしても、法令による提供でしょうから、提供したこと自体に何か疑問があるというわけではないのかもしれませんが、記載自体が若干、意味を、どういうことがあったのかということを知りたくなる様な状況だと思います。よろしくお願いいたします。

ただ、このためにもう一度会を開くということでもないでしょうから、どうでしょうか、必要な時期に、適切な機会にこの会が行われたときに、その時にご説明を若干いただくということにいたしましょうか。何か大きな不正が、ここの中で行われているとは思えませんので、そのような取り扱いをさせていただくということでよろしいでしょうか。

○中山委員 あと、逆に機密が漏れる様なことはない様に……

○内山会長 それはそうですね。

それから、救済申し出事件の概要、これも中山委員の中のご発言の中で、審査会の判断とありましたが、これを書面で要約した文書がこれなのですか。

○広報課長 そうです。

○内山会長 ということになれば、結論の部分もお示しいただいたほうが良い、勧告はしないというのが結論なのか、勧告をしたというのが結論なのか。

○広報課長 上の47号と49号とも、この3番の上の2番の表に書かせていただいたのですけれど、いずれも勧告はなしと。

○内山会長 そうなのですけどね。ですから、判断のところでもまず結論を書いて、その後理由がないと、理由だけ書いておくと、結論がどうだったのか、ということを見ないとわからないですから。判断として、主文は勧告なし、理由として何々という様なことが明確になるのではないかなと思います。お願いします。

その他ご発言はございますか。

それでは、本日は、いずれにしても報告をいただくということですから、報告をしていただき、質疑応答があったということにさせていただきます。

ということで、お手元の議事次第の3、議事の(1)の定例報告についてはこれで終了させていただきます。

(2) その他

○内山会長 3の(2)その他についてですが、事務局で何かご用意されているのでしょうか。

○広報課長 事務局からは特にございません。

また、次回以降についても、今のところ私どもは未定でございます。

○内山会長 わかりました。

それでは、次回また開催の必要がある場合には、各委員に日程調整した上、開催をさせていただくということにさせていただきます。

4 閉会

○内山会長 それでは、本日は議事については、すべて審議を終了したということにさせていただきます。

ということでございますので、これをもって閉会をさせていただきます。

ご発言がなければこれでいいのですね。それでは、ご苦労さまでございました。